

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 景観計画の策定等（第八条・第九条）
- 第三章 行為の規制等（第十条—第十七条）
- 第四章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第十八条—第二十二条）
- 第五章 表彰及び支援（第二十三条・第二十四条）
- 第六章 文京区景観づくり審議会等（第二十五条—第二十七条）
- 第七章 雑則（第二十八条）
- 付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、良好な景観づくりに関し、文京区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、区、区民等及び事業者が協働して区の景観特性を生かした良好な景観づくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 景観づくり 区の景観を守り、引き継ぎ、創ることをいう。
- 二 景観特性 魅力あふれる景観を構成する要素をいう。
- 三 工作物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十八条に規定する工作物をいう。
- 四 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住む人、働く人及び学ぶ人、区内の土地、建築物又は工作物に関する権利を有する個人又は法人、地域活動団体並びに非営利活動団体をいう。
- 五 事業者 区内において、建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為、屋外広告物の表示等（以下「建築行為等」という。）を行う事業主、設計者、施工者その他建築行為等の事業活動を行う者をいう。
- 六 歴史的景観形成の指針 東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）の趣旨にのっとり、規則で定める指針をいう。

（区の責務）

第三条 区は、第一条の目的を実現するため、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 区は、前項に規定する施策の実施に当たっては、区民等、事業者、国及び他の地方公共団体と連携するとともに、区民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、景観づくりに関する調査研究及び情報提供を行うことにより、区民等及び事業者が主体的に景観づくりに取り組めるよう支援するものとする。

4 区は、道路、公園、学校、庁舎その他の公共施設の整備等を行うに当たり、景観づくりにおいて先導的な役割を担うよう努めるものとする。

(区民等の責務)

第四条 区民等は、良好な景観づくりに関する意識を高めるとともに、その主体として積極的に景観づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 区民等は、区が実施する良好な景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行う地域の歴史及び景観について理解を深めるとともに、事業活動が周辺の景観に与える影響を認識した上で、景観づくりの主体として地域の景観に配慮し、及び貢献するよう取り組むものとする。

2 事業者は、区が実施する良好な景観づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第六条 区長は、良好な景観づくりを推進するために必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に対し、協議を求めることができる。

2 区長は、国及び他の地方公共団体から良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第七条 この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 景観計画の策定等

(景観計画の策定等)

第八条 区長は、区の景観特性を生かした良好な景観づくりを推進するため、法第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ第二十五条第一項に規定する文京区景観づくり審議会（次章及び第四章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 区長は、景観計画を策定したときは、その内容等について区民等及び事業者に周知するものとする。

4 前二項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(地区の指定)

第九条 区長は、法第八条第二項第一号に規定する景観計画の区域において、次に掲げる地区を指定することができる。

一 景観基本軸

二 文化財庭園等景観形成特別地区

### 三 景観形成重点地区

- 2 前項第一号に規定する景観基本軸は、河川、道路その他区の都市構造上主要な骨格を形成する施設に沿った地域で、特徴的な景観が連続するもののうち、良好な景観づくりを重点的に推進する地区とする。
- 3 第一項第二号に規定する文化財庭園等景観形成特別地区は、文化財庭園等歴史的価値の高い施設及びその周辺地域のうち、良好な景観づくりを重点的に推進する地区とする。
- 4 第一項第三号に規定する景観形成重点地区は、景観特性が顕著であると認められる地域のうち、当該地域固有の資源及び特性を生かした特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区とする。
- 5 区長は、法第八条第二項第二号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、第一項各号に掲げる地区ごとに定めることができる。

#### 第三章 行為の規制等

##### (届出事項等)

第十条 法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をしようとする者又は同条第二項に規定する国土交通省令で定める事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体は、法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をしようとするとき又は当該行為の内容を変更しようとするとき（当該変更により当該行為が同条第七項各号のいずれかに該当することとなるときを除く。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に通知しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定による通知があった場合において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するよう採るべき措置について、協議を求めることができる。

- 4 法第十六条第七項第十一号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- 二 法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為（同項第二号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模のもの

##### (特定届出対象行為)

第十一条 法第十七条第一項に規定する条例で定める行為は、法第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる行為とする。

##### (事前協議)

第十二条 次に掲げる行為を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、区長に協議しなければならない。

- 一 第十条第一項の規定による法第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる行為に係る届出

- 二 規則で定める屋外広告物の表示、設置、改造若しくは移設又は表示の変更

- 三 その他規則で定める行為

- 2 前項第二号又は第三号の規定により協議をした者は、当該協議に係る行為の内容を変更しよ

うとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、区長に協議しなければならない。

3 区長は、前二項の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(指導)

第十三条 区長は、景観計画に定める法第八条第二項第二号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置を採るよう指導することができる。

(勧告等)

第十四条 区長は、法第十六条第三項の規定によるほか、次に掲げる者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 正当な理由なく第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由なく第十二条第一項若しくは第二項の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者

三 正当な理由なく第十二条第三項の規定による指導に従わない者

2 区長は、法第十六条第三項又は前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。

4 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(変更命令等の手続)

第十五条 区長は、法第十七条第一項前段又は第五項の規定により必要な措置を採ることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(完了又は中止の報告)

第十六条 第十条第一項の規定による届出、同条第二項の規定による通知又は第十二条第一項若しくは第二項の規定による協議をした者は、当該届出、当該通知又は当該協議に係る行為が完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(歴史的景観形成の指針への適合)

第十七条 第十条第一項の規定による届出、同条第二項の規定による通知又は第十二条第一項若しくは第二項の規定による協議をする者は、歴史的景観形成の指針に適合するよう努めなければならない。

#### 第四章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(指定の手続)

第十八条 区長は、法第十九条第一項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第二十八条第一項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 区長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする建造物又は樹木の所有者及び権原に基づく占有者（所有者及び権原に基づく占有者が二人以上いるときは、その全員。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 区長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(現状変更等の手続)

第十九条 前条第一項の規定は、景観重要建造物に関して、法第二十二条第一項に規定する許可をしようとする場合、同条第三項の規定により条件を付そうとする場合、法第二十三条第一項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命じようとする場合、法第二十六条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとする場合及び法第二十七条第一項又は第二項の規定により指定の解除をしようとする場合（法第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。）において準用する。

2 前条第一項の規定は、景観重要樹木に関して、法第三十一条第一項に規定する許可をしようとする場合、同条第二項において準用する法第二十二条第三項の規定により条件を付そうとする場合、法第三十二条第一項において準用する法第二十三条第一項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命じようとする場合、法第三十四条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとする場合及び法第三十五条第一項又は第二項の規定により指定の解除をしようとする場合（法第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）において準用する。

(管理の方法の基準)

第二十条 法第二十五条第二項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕の前の外観を変更することのないようにすること。

二 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

三 景観重要建造物の滅失及び毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める基準

2 法第三十三条第二項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一 病虫害を防除するための措置を講ずること。

二 必要に応じ、枝打ち、整枝その他これらに類する措置を講ずること。

三 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、景観重要樹木を定期的に点検すること。

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(滅失等の届出)

第二十一条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等は、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木の全部又は一部が滅失又は毀損（景観重要樹木にあつては、枯死）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(所有者等の変更等の届出)

第二十二条 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等が変更したときは、新たに所有者等となった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

ない。

## 第五章 表彰及び支援

### (表彰)

第二十三条 区長は、優れた景観づくりに貢献する行為をした者を表彰することができる。

### (支援)

第二十四条 区長は、区民等及び事業者の良好な景観づくりに関する自主的な活動の促進並びに景観重要建造物又は景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要があると認めるときは、技術的支援その他の措置を講ずることができる。

## 第六章 文京区景観づくり審議会等

### (設置)

第二十五条 景観づくりに関する重要事項について調査し、又は審議するため、区長の附属機関として、文京区景観づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

一 第八条の規定による景観計画の策定及び変更に関すること。

二 法第十六条第三項又は第十四条第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表に関すること。

三 法第十七条第一項前段又は第五項の規定による命令に関すること。

四 法第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定及び法第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。

五 第十九条に規定する現状変更等の手続に関すること。

六 前章に規定する表彰及び支援に関すること。

七 その他区長が景観づくりに関し必要があると認めた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、景観づくりに関し区長に意見を述べることができる。

### (組織)

第二十六条 審議会は、二十人以内の委員で組織する。

2 委員は、景観づくりに関し識見を有する者、区民等、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (景観アドバイザー)

第二十七条 区長は、良好な景観づくりを推進するため、景観づくりに関する専門的知識及び実務の経験を有する者を文京区景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）として置くことができる。

2 景観アドバイザーは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第十条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定による通知に関する調査

二 第十二条に規定する事前協議に関する調査及び助言

三 第十三条の規定による指導に関する助言

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた業務

## 第七章 雑則

### (委任)

第二十八条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年十一月一日から施行する。  
(文京区景観条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - 一 文京区景観条例（平成十一年十二月文京区条例第三十八号）
  - 二 文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例（平成二十五年三月文京区条例第十一号）  
(文京区景観条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項第一号の規定による廃止前の文京区景観条例（以下「旧景観条例」という。）第八条第一項第一号、第二号及び第四号又は第二項の規定によりなされた届出については、施行日以後においては、それぞれこの条例第十条第一項の規定によりなされた届出又は同条第二項の規定によりなされた通知とみなす。
- 4 施行日前に旧景観条例第八条第一項第三号及び第五号の規定によりなされた届出に係る行為については、施行日以後においては、この条例第十二条第一項の規定による協議があったものとみなす。
- 5 施行日前に旧景観条例第八条の規定による届出をした者に対する助言、指導又は勧告については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際、現に旧景観条例第二十二條第一項の規定により置かれている文京区景観審議会は、この条例第二十五條第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 7 この条例の施行の際、現に旧景観条例第二十三條第二項の規定により文京区景観審議会の委員として委嘱され、又は任命されている者は、施行日において、この条例第二十六條第二項の規定により審議会の委員として委嘱され、又は任命された者とみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成二十六年六月三十日までとする。  
(文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 8 施行日前に付則第二項第二号の規定による廃止前の文京区景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例（以下「旧景観計画策定等条例」という。）第三条第一項の規定により定められた景観計画は、この条例第八条第一項の規定により策定した景観計画とみなす。
- 9 施行日前に旧景観計画策定等条例第四条第一項の規定によりなされた届出又は同条第二項の規定によりなされた通知については、施行日以後においては、それぞれこの条例第十条第一項の規定によりなされた届出又は同条第二項の規定によりなされた通知とみなす。